

安芸市の後援等に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国若しくは他の公共団体又は公共的団体等が行う学術、芸術、スポーツ、社会教育、産業、福祉保健及び地域振興等の事業について、安芸市(以下「市」という。)が後援、協賛及び共催(以下「後援等」という。)を行う場合の基準、手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 後援 市が当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励すること。
- (2) 協賛 市が当該事業の趣旨に賛同すること。
- (3) 共催 市が当該事業について共同で開催すること。

(名義)

第3条 後援等による名義は、安芸市とする。

(後援等の実施)

第4条 後援等は、原則として当該事業についての名義使用に限り、物的及び財政的援助は、行わないものとする。

(主催者)

第5条 後援等の主催者は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 国、他の公共団体又はこれに準ずる公共的団体
- (2) 公益法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 市民の福祉及び文化の向上、地域振興に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体及び個人
- (4) 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの

(承認の基準)

第6条 後援等は、次の各号のすべてに該当するものに限り承認する。

- (1) 目的が明確であること。
- (2) 開催の日程が明確であること。
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として安芸市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
- (5) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、その金額が類似事業と差が大きいこと。

2 当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝を目的

- (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 公衆衛生及び災害防止に係る措置がなされていないもの
- (6) その他後援等を行うことが不適切と認められるもの

(後援等の申請)

第7条 後援等の承認を受けようとするものは、後援・協賛・共催依頼申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を原則として事業開催30日前までに市に提出しなければならない。ただし、申請書については市長が認める場合において任意様式での申請を認める。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他参考となる資料

(承認の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、14日以内に承認の可否を決定し、当該申請者に後援・協賛・共催通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 事業実施前に第6条第2項の規定に該当することが明らかになったとき。
- (2) 第7条の申込内容、企画書等の添付資料等に虚偽の事項があったとき。

(事業計画の変更等)

第10条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届けなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年8月)

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。